

横浜市立寺尾中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月14日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 寺尾中学校いじめ防止基本方針の目的

寺尾中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

◎いじめの未然防止

- ・いじめを許さない風土づくり（道德教育の充実）
- ・生徒会活動の推進
- ・基本的生活習慣の確立・「わかる授業」「生徒が主体的に参加できる授業づくり」（各教科1回の研究授業）
- ・適切な人間関係づくり（学級風土作り）
- ・自己有用感の醸成

◎いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さないための体制強化
- ・教職員相互の積極的な情報交換
- ・教育相談体制の充実（年3回のふれあいデイズの実施、生活実態アンケートの実施）
- ・教職員の資質向上（人権教育、生徒理解研修の実施）

◎いじめに対する適切な対処・措置

- ・組織的な対応
- ・生徒・保護者との信頼関係の確立
- ・関係機関との連携強化

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 設置

○法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

(2) 構成

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、養護教諭

○事案の状況により、関係する教職員等を加える。

○必要に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(3) 対策委員会の運営

○対策委員会は、月に1回以上、定期的を開催する。また、いじめをの疑いがある段階で、直ちに対策委員会を開催する。

○対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進抄の管理を行う。

(4) 活動内容

●未然防止

○いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

○対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者・地域に周知。

●早期発見・事案対処

○いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。

○いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担等を行う。

○重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

●研修の実施

○いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施を行う。

●取組の検証

○学校基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

① 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、「だれもが、安心して、豊かに」学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

*人権教育、道徳教育、体験活動の充実を図り、いじめを許さない風土づくりに努める。

*生徒が主体的に参加できる授業づくり・集団づくりを行う。

・授業での学び合い

・生徒会企画の活性化（生徒会役員による全校レクリエーション等の企画）

*生徒の自己有用感が高められる機会を充実させる。

・職業体験、校外行事での体験学習

・体育祭、ふじづか祭（文化祭）における、生徒の実行委員会を中心とした企画・運営

・ふじづか祭での長期にわたる合唱の取組

*情報モラル教育を推進する。

② 学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

*基本方針に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解を図る。

（2） いじめの早期発見

たとえ、些細な兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃からの生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、学年会、朝の打ち合わせ、学年便り、学年集会等において教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

*いじめを見逃さない教職員の体制づくりを推進する。

*定期的なアンケート（4月上旬、7月上旬、1月上旬）全市一斉のアンケート（12月）等を実施する。

*定期的な教育相談（ふれあいデイズ）を実施する。（4月中旬、9月上旬、1月上旬）

（3） いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

*対策委員会を中核として、組織的な対応を徹底する。

*速やかに事実確認を行い、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。

*集団全体への指導・支援を適切に行う。

*状況によって警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで次の点に十分に留意しながら指導を継続して行っていく。

- *対策委員会での情報共有
- *全職員での見守り
- *生徒・保護者との信頼関係の確立

(5) 教職員研修の実施

すべての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

- *日頃から、生徒理解に努める。
- *いじめ防止、未然防止対応に向けた校内研修を計画的に実施する。

(6) 年間計画

月	内 容
4月	対策委員会（年間活動方針等の確認、引継ぎ） 生徒理解研修 ふれあいデイズ 生活実態調査（アンケート） 保護者向けサイバー犯罪講演会
5月	対策委員会 体罰防止研修 小中連携授業参観（小学校→中学校） 修学旅行（平和学習）
6月	対策委員会 小中連携授業参観（中学校→小学校） いのちの大切さを学ぶ教室
7月	対策委員会 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 地区懇談会 保護者面談 学習相談 まち懇談会 横浜こども会議
8月	対策委員会（前期の振り返り及び後期に向けて） 生徒理解研修（危機管理演習） 寺尾中学校ブロック小中交流会
9月	対策委員会 ふれあいデイズ 生活実態調査（アンケート）
10月	児童生徒交流日 対策委員会（年度前期の振り返りと後期に向けて）
11月	対策委員会
12月	対策委員会 保護者面談 学習相談 まち懇談会 全市一斉のアンケート

1月	対策委員会（年度末反省検討） ふれあいデイズ 生活実態調査（アンケート） 人権教育研修
2月	対策委員会 新入生保護者向けサイバー犯罪講演会
3月	対策委員会（次年度に向けて） まち懇談会
年間	中学校ブロック定例会（月1程度）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適宜適切に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

(1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）

(2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）

「平成29年10月17日付教人児第1579号『学校いじめ防止基本方針』の改訂について（通知）」及び「平成30年2月2日付教人児第2276号『横浜市いじめ防止基本方針』の改訂について（連絡）」を基に作成したものを記載してください。

平成28年12月 1日 改訂

平成30年 1月25日 改訂